



動物薬事行政概要

令和3年度

北海道農政部生産振興局畜産振興課

北海道では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「法」）とその関係法令に基づき、動物用医薬品、動物用高度管理医療機器及び動物用管理医療機器（以下、「動物用医薬品等」）の販売業及び動物用医療機器における貸与業（以下、「販売業等」）についての許可及び届出に関する事務、動物用医薬品等の販売業者等、動物用医薬品等の使用者、並びに関係機関に対する動物用医薬品等の適正使用について監視、指導を行っています。

目次

1	動物薬事行政を巡る最近の情勢	1
2	動物用医薬品等販売業等の許可、届出等の状況	2
	（1）動物用医薬品等販売業等の概要	2
	（2）道内の許可、届出状況	3
	（3）（総合）振興局別の許可、届出状況	4
3	薬事監視等の状況	4
	（1）薬事監視員	4
	（2）動物薬事監視結果・違反事項に対する処置等の概要	5
4	研修、講習会等の開催	7
5	畜産物への動物用医薬品残留防止対策	7
6	薬剤耐性対策の実施	9
7	乳用牛の雌、肉用牛等の死廃、病傷の状況	10
8	畜産物生産費における獣医師料及び医薬品費の推移	11
9	飼育動物診療施設の振興局別開設状況	11
10	家畜飼養頭羽数	12

1 動物薬事行政を巡る最近の情勢

令和元年12月4日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」（以下「法」という。）の改正法が公布。

公布後1年以内（令和2年9月1日）、2年以内（令和3年8月1日）、3年以内（令和4年12月1日）の3回に渡って施行。

【動物薬事関連部分】

医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善		
(1)	「先駆け審査指定制度」の法制化、小児の用法用量設定といった特定用途医薬品等への優先審査等 ※先駆け審査指定制度…世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、優先審査等の対象とする仕組み	①
(2)	「条件付き早期承認制度」の法制化 ※条件付き早期承認制度…患者数が少ない等により治験に長期間を要する医薬品等を、一定の有効性・安全性を前提に、条件付きで早期に承認する仕組み	①
(3)	最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し	②
(4)	継続的な改善・改良が行われる医療機器の特性やAI等による技術革新等に適切に対応する医療機器の承認制度の導入	①
(5)	適正使用の最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子的な方法による提供の原則化	②
(6)	トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付け等	③
信頼確保のための法令遵守体制等の整備		
(1)	許可等業者に対する法令遵守体制（業務監督体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の整備等の義務付け	②
(2)	国内未承認の医薬品等の輸入に係る確認制度（薬監証明制度）の法制化	①

① 令和2年9月1日施行

② 令和3年8月1日施行

③ 令和4年12月1日施行

2 動物用医薬品等販売業等の許可、届出等の状況

(1) 動物用医薬品等販売業等の概要

ア 都道府県知事が許可を与える動物用医薬品等販売業等（6年ごとに許可更新）

動物用医薬品店舗販売業(法第26条)

許可を得た店舗において動物用医薬品を販売する。販売する動物用医薬品の区分により、薬剤師又は登録販売者の管理が必要。

動物用医薬品特例店舗販売業(法第83条の2の3)

当該地域における動物用医薬品の流通等の事情を勘案し、都道府県知事（道の場合は各家畜保健衛生所長に委任）が特に必要と認め許可を与えた店舗において、薬剤師又は登録販売者の管理下でなくとも、当該地域内で知事に指定された取扱いの容易な動物用医薬品のみを販売することができる。

動物用医薬品配置販売業(法第30条)

許可を得た区域において、あらかじめ消費者の元に経年変化が起こりにくい等の基準に適合する動物用医薬品を配置し、使用に応じて代金を請求する。販売する動物用医薬品の区分により、薬剤師又は登録販売者の管理のもと、配置員が動物用医薬品を配置する。

動物用医薬品卸売販売業(法第34条)

許可を得た営業所において、薬局、飼育動物診療施設の開設者、販売業者等を対象として動物用医薬品を販売する。販売する動物用医薬品の区分により、薬剤師又は登録販売者による管理が必要。

動物用再生医療等製品販売業（法第40条の5）

許可を得た営業所において、販売業者、飼育動物診療施設の開設者等を対象として動物用再生医療等製品を販売する。薬剤師等の資格を持つ者による管理が必要。

動動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業(法第39条)

許可を得た営業所において、農林水産大臣が指定する動物用高度管理医療機器等の販売、貸与を行う。薬剤師等の資格を持つ者による管理が必要。

イ 都道府県知事に届出が必要な動物用医薬品等販売業等

動物用管理医療機器の販売業又は貸与業(法第39条の3)

届け出た営業所において、農林水産大臣が指定する動物用管理医療機器の販売、貸与を行う。薬剤師等の資格を持つ者による管理が必要。

(2) 道内の許可、届出状況

(各年4月1日現在の許可又は届出状況)

業種		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
医薬品	動物用医薬品 店舗販売業	43	39	39	38	35	32	30	29	31	33
	動物用医薬品 卸売販売業	34	38	38	40	37	43	42	42	43	43
	動物用医薬品 配置販売業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	一般販売業*										
	薬種商販売業*										
	動物用医薬品 特例店舗販売業	545	539	529	518	510	508	498	494	486	484
動物用再生医療等 製品販売業									1	1	9
医療 機 器	動物用高度管理 医療機器等 販売・貸与業	54	57	60	61	60	58	58	57	56	59
	動物用 管理医療機器 販売・貸与業	145	143	138	133	132	128	132	132	129	124
合 計		822	817	805	791	775	770	761	756	747	753

* 法改正により店舗販売業又は卸売販売業へ移行

※許可を得た販売業等においては、6年ごとに許可の更新が必要。また、各販売業等においては、許可又は届出事項に変更が生じた場合、及び業務を廃止、休止又は再開した場合には法に基づき届出が必要。

(3) (総合) 振興局別の許可、届出状況

(令和4年4月1日現在)

業種		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホ	十勝	釧路	根室	合計
医薬品	動物用医薬品 店舗販売業		15				2		4	1		1	6	4		33
	動物用医薬品 卸売販売業		34	2	1							3	1	2		43
	動物用医薬品 配置販売業		1													1
	動物用医薬品 特例店舗販売業	33	80	15	35	21	31	8	61	11	19	47	64	33	26	484
	合計	33	130	17	36	21	33	8	65	12	19	51	71	39	26	561
動物用再生医療等製品 販売業			3				1		2				2	1		9
医療機器	動物用高度管理医療 機器等販売・貸与業	1	36	1	1		3		7			1	6	3		59
	動物用管理医療機器 販売・貸与業	5	49	3	6	1	12		15		1	7	11	14		124
	合計	6	85	4	7	1	15	0	22	0	1	8	17	17	0	183

※オホ：オホーツク

3 薬事監視等の状況

(1) 薬事監視員

都道府県知事は法第 69 条に基づく立入り検査等を行わせるため、職員を薬事監視員に任命(法第 76 条の3)。薬事監視員は、販売業等、又は製造業者等の店舗、営業所等に立入検査を行い、動物用医薬品等の適正な流通等に係る監視、指導を実施。

薬事監視員の任命状況(各年4月1日現在の人数)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
総合振興局、振興局	49	58	56	45	49	51	51	49	53
家畜保健衛生所	45	45	43	37	42	40	44	45	46
合計	94	103	99	82	91	91	95	94	99

(2) 動物薬事監視結果・違反事項に対する処置等の概要

販売業等をはじめとした施設における動物用医薬品の貯蔵、販売、又は飼育動物診療施設における動物用医薬品の保管、適正使用等に対する監視を実施。違反事例に対しては是正を指導し、改善されたことを確認。

(令和3年度薬事監視指導実施状況)

項目	立入検査対象箇所数	立入検査実施箇所数	違反発見箇所数	違反の内訳(件数)															
				①品質不良	②表示不良	③無承認品・模造品	④要指示医薬品販売不適	⑤毒劇薬販売不適	⑥無許可店舗販売	⑦制限品目販売	⑧違反広告	⑨記録類不備	⑩許可証不掲示	⑪店舗における掲示不備	⑫休廃止・変更等の未届け	⑬医薬品の貯蔵・陳列不適	⑭一般販売業の薬剤師不在	⑮*	⑯*
製薬業	医薬品	7																	
	体外診断用医薬品	1																	
	医療機器	13																	
製造販売業	医薬品	3																	
	体外診断用医薬品	1																	
	第一種医療機器																		
	第二種医療機器	5																	
	第三種医療機器	4																	
医療機器修理業	50																		
医薬品販売業	店舗	34	15	20				2				2	5	2					9
	卸売	47	10	12															12
	配置	1																	
	特例店舗	499	91	33				2	1			18	5	6					1
再生医療等製品	9	3																	
販売貸与業	高度管理医療機器等	61	11	4									2						2
	管理医療機器	128	14	8									2						6
飼育動物診療施設	1,200	75	12				12												
その他																			
計		2,063	219	89				14	2	1		20	14	8					30

* ⑮指定医薬品販売時の薬剤師不在

⑯指定医薬品以外の医薬品販売時の薬剤師又は登録販売者不在

立入検査対象箇所数 = 令和3年4月1日時点の数 + 令和3年度内の新規許可・届出数

(令和3年度薬事監視指導業務における指導事項等)

業種	違反事項	件数	違反の内容 () : 件数内訳、【 】 : 根拠法令等	対応
店舗販売業	⑤ 毒劇薬販売不適	2	劇薬の区分貯蔵不適【法第48条第1項】	劇薬を一角に集め、他の医薬品と明確に区分して貯蔵するよう指導
	⑪ 店舗における掲示不備	2	掲示事項の不掲示【取締規則第106条】	必要事項の掲示を指導
	⑫ 休廃止・変更等の未届	5	許可関係事項変更の未届 【法第38条第1項で準用する法第10条第1項】	届出事項変更届出を指導
	⑬ 医薬品の貯蔵・陳列不適	2	医薬品の区別貯蔵・陳列不適 【法57条の2】	医薬品を他のものと分けて陳列するよう指導
	⑱ その他	1	法人経営店舗において代表個人が許可を取得 【法第24条第1項】	是正を指導
		3	管理に関する指針・手順書の不備 【取締規則第101条第1項第4号】	指針・手順書を作成・修正するよう指導
3		店舗の管理に関する帳簿の未保存 【規則第104条】	帳簿を作成し2年間保存するよう指導	
1		医薬品の販売譲渡に関する記録の未作成 【規則第104条の2】	記録を作成し2年間保存するよう指導	
1		特例店舗販売業者の販売指定品目の未確認 【技術的助言第2の6(7)】	あらかじめ相手方の販売指定品目を確認するよう指導	
卸売販売業	⑱ その他	4	営業所の管理に関する帳簿の不備 【規則第110条の4で準用する規則第104条】	帳簿を作成し2年間保存するよう指導
		7	指針・手順書の未作成(5) 手順書に他施設との連携について未記載(2) 【規則第110条の5】	指針・手順書を作成・追記するよう指導
		1	特例店舗販売業者の販売指定品目の未確認 【技術的助言第2の6(7)】	あらかじめ相手方の販売指定品目を確認するよう指導
特例店舗販売業	⑥ 無許可店舗販売	2	未許可新店舗における動物用医薬品の貯蔵・販売 【法第24条第1項】	店舗建替時は新規の許可申請をするよう指導
	⑦ 制限品目販売	1	許可証に記載のない医薬品の貯蔵 【法第83条の2の3第2項により読替適用される法第27条】	直ちに売場から撤去させるとともに返品等の措置を行うよう指導
	⑪ 店舗における掲示不備	18	掲示事項の不掲示【取締規則第106条】	必要事項の掲示を指導
	⑫ 休廃止・変更等の未届	5	許可関係事項変更の未届 【法第38条第1項で準用する法第10条第1項】	届出事項変更届出を指導
	⑬ 医薬品の貯蔵・陳列不適	6	医薬品の区別貯蔵・陳列不適 【法57条の2】	医薬品と他の物を区別して陳列、貯蔵するよう指導
	⑱ その他	1	医薬品の届出場所以外への陳列	直ちに届出場所に移動するよう指導
高度管理医療機器販売・貸与業	⑫ 休廃止・変更等の未届	2	許可関係事項変更の未届(構造設備) 【法第40条第1項で準用する法第10条第1項】	届出事項変更届出を指導
	⑱ その他	1	譲渡及び販売授与・貸与に関する記録の一部未作成【規則第130条第1項】	帳簿を作成し3年間保存するよう指導
1		品質確保及びその他営業所の管理に関する事項が不適(H30年～記録なし)【規則第123条】	帳簿を作成し6年間保存するよう指導	
管理医療機器販売・貸与業	⑫ 休廃止・変更等の未届	2	届出関係事項変更の未届(兼営事業) 【法第40条第2項で準用する法第10条第1項】	届出事項変更届出を指導
	⑱ その他	6	営業所の管理に関する帳簿の未保存 【規則第134条第1項で準用する規則第122条第2項】	帳簿を作成し6年間保存するよう指導
飼育動物診療施設	⑤ 毒劇薬販売不適	12	劇薬の区分貯蔵 【法第48条第1項】	劇薬を一角に集め、他の医薬品と明確に区分して貯蔵するよう指導

4 研修、講習会等の開催

動物用医薬品の適正使用や畜産物への残留防止対策を推進するため、道内各地域において、販売業等、家畜飼養者、獣医師等を対象に、研修・講習会を開催。

- ・ 動物用医薬品の適正使用等研修、講習会

適正な流通、使用を指導するため、販売業等、家畜飼養者を対象に開催する研修、講習会

- ・ 抗生物質等の残留防止対策指導

獣医師、家畜飼養者等をはじめとした畜産関係者に対する抗生物質等の適正な使用に係る指導、研修、講習会等

- ・ 動物用医薬品等に関する講習会

休業期間がある等取扱いに注意を要する動物用医薬品(消毒剤、殺虫剤等)を取り扱う動物用医薬品特例店舗販売業者を対象とした講習会

(講習会等実施状況)

講習会等	動物用医薬品の適正使用等研修、講習会	抗生物質等の残留防止対策指導	動物用医薬品等に関する講習会	合計(件数)
平成29年度	9	72	16	97
平成30年度	9	65	12	86
令和元年度	9	62	14	85
令和2年度	2	53	14	69
令和3年度	3	40	12	55

※令和2・3年度適正使用等講習・研修会のうち、北海道動物器薬協会分科会の講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により多くが中止

5 畜産物への動物用医薬品残留防止対策

動物用医薬品の使用者(獣医師、家畜飼養者等)に対し、動物用医薬品の適正使用に係る啓発を実施。畜産物中への動物用医薬品残留事例発生時あるいは法第83条の4第2項違反事例確認時には法第69条第6項に基づき原因調査及び再発防止を指導。

(令和3年度北海道保健福祉部による道内に流通する畜水産食品における残留動物用医薬品の検査成績)

区分	検体数	検査総項目数	検査項目内訳				違反件数	
			抗生物質	合成抗菌剤	抗寄生虫剤	ホルモン剤		
食肉	牛	188	2,153	973	910	215	55	
	豚	174	2,084	959	910	215		
	鶏	175	1,876	901	780	195		
	小計	537	6,113	2,833	2,600	625	55	0
鶏卵	7	189	49	119	21			
養殖魚	4	108	32	68	8			
蜂蜜	2	12	12					
乳	9	333	144	171	18			
合計	559	6,755	3,070	2,958	672	55		0
平成28年度	934	5,798	1,584	3,573	317	324		1
平成29年度	586	4,535	1,350	2,720	329	136		
平成30年度	613	7,124	3,134	3,250	685	55		
令和元年度	583	6,917	3,145	3,033	684	55		2
令和2年度	593	6,994	3,182	3,065	692	55		

※ 違反事例の発生原因

- 平成28年度 鶏卵：ヒナ用飼料添加剤の混入（自主回収）
- 令和元年度 牛腎臓：育成牛用飼料添加剤の混入（流通なし）
- 蜂蜜：蜜蜂用でない抗生物質の使用（自主回収）

(出荷時の自主検査等による畜産物の自主廃棄事例)

法第83条の4第1項で定められた「人の健康に影響を与える可能性のある動物用医薬品成分が畜産物中に残留しないよう使用者が遵守すべき基準（使用基準）」の不遵守が判明したもの（畜産振興課調べ）

生乳

年度	件数	振興局数	振興局別														廃棄乳量 (t)
			空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	檜	十勝	釧路	根室	
H29	66	11			1		1	3		3	4	8	15	14	5	12	833.8
H30	61	11			1	2		2	1	3	1	9	9	15	7	11	635.5
R元	55	9					1	1	1	3		11	2	13	12	11	687.8
R02	50	9					2	1	1	1		3	5	22	9	6	543.7
R03	38	12			1	1	1	1	1	3	2	5	2	7	5	9	400.7
参考	生乳出荷農場数 (R3.2.1現在)		62	110	58	83	124	147	71	251	118	532	732	1,093	750	1,072	5,203戸

※主な原因 (R03) : 誤搾乳 (投薬牛へのマーキング見落とし・失念、乾乳牛の隔離失念、残余薬使用、従事者間の情報伝達不十分、ロボット設定ミス)、誤投薬、抗生物質検出キットの不適切な使用

畜肉

年度	件数	振興局数	振 興 局 別											備考			
			空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	十勝		釧路	根室	
H29	7	5	牛:1					牛:1		牛:1			牛:2	牛:2			乳廃用牛 5 件
H30	5	3											牛:1	牛:3		牛:1	乳廃用牛 4 件
R元	5	2											牛:3	牛:2			乳廃用牛 5 件
R02	3	2								牛:1				牛:2			乳廃用牛 3 件
R03	2	2							豚:1				牛:1				乳廃用牛 1 件

※主な原因（R03）：抗生物質以外の使用基準がある動物用医薬品の認識不足、投薬豚へのマーキング失念・投薬記録なし

6 薬剤耐性菌対策の実施

- (1) 畜産物の安全性確保のため、家畜保健衛生所の病性鑑定業務において分離された病原菌について薬剤感受性試験を実施するとともに、家畜飼養者及び獣医師に対し、抗生物質の慎重使用を指導。
- (2) 農林水産省が実施する動物由来薬剤耐性菌モニタリング（JVARM）に家畜保健衛生所の病性鑑定業務で分離された以下の野外株を提供。

北海道から提供した野外株								
	豚丹毒菌	App	Pm	大腸菌	Mh	S.suis	Sal	SA
H29	1	1	11	17	-	-	-	-
H30	-	2	26	17	-	-	84	2
R01	-	-	-	17	29	-	74	1
R02	-	-	-	11	21	6	33	-
R03	-	4	-	10	15	-	12	-

App：アクチノバシラス プルロニューモニエ、Pm：パスツレラ マルトシダ、

Mh：マンヘミア ヘモリティカ、S.suis：豚レンサ球菌

Sal：サルモネラ、SA：黄色ブドウ球菌

7 乳用牛の雌、肉用牛等の死廃、病傷の状況

(農業共済加入家畜の死廃、病傷等の推移、北海道農業共済組合「家畜共済引受実績」より)

各種件数			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度～
乳用牛の 雌等	引受	戸数	5,777	5,608	新制度 移行
		頭数	1,383,660	1,398,093	
	死廃事故	頭数	88,811	92,035	
		被害率	6.4%	6.6%	
	病傷事故	件数	724,959	731,240	
		被害率	52.4%	52.3%	
肉用牛等	引受	戸数	2,040	1,997	
		頭数	276,977	286,834	
	死廃事故	頭数	10,679	11,776	
		被害率	3.9%	4.1%	
	病傷事故	件数	54,838	56,761	
		被害率	19.8%	19.8%	

各種件数				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	
乳用牛	死亡廃用 共済	搾乳牛	引受	戸数	5,423	5,181	5,056
				頭数	596,987	596,390	617,246
			死廃事故	頭数	42,985	43,300	43,641
			死廃率	7.2%	7.3%	7.1%	
		育成牛	引受	戸数	5,437	5,209	5,103
				頭数	551,865	575,693	570,765
	死廃事故		頭数	34,859	34,033	34,576	
		死廃率	6.3%	5.9%	6.1%		
	疾病傷害共済	引受	戸数	5,599	5,325	5,240	
			頭数	771,492	786,952	797,140	
病傷事故		件数	569,596	641,337	631,428		
		被害率	73.8%	81.5%	79.2%		
肉用牛	死亡廃用 共済	繁殖牛	引受	戸数	1,937	1,869	1,801
				頭数	61,896	67,664	63,738
			死廃事故	頭数	1,486	1,792	1,782
			死廃率	2.4%	2.6%	2.8%	
		育成・肥 育牛	引受	戸数	6,248	6,032	5,962
				頭数	501,990	527,565	553,432
	死廃事故		頭数	23,233	28,689	27,515	
		死廃率	4.6%	5.4%	5.0%		
	疾病傷害共済	引受	戸数	8,203	6,071	5,989	
			頭数	178,269	172,102	175,966	
病傷事故		件数	67,521	76,438	75,128		
	被害率	37.9%	44.4%	42.7%			

8 畜産物生産費における獣医師料及び医薬品費の推移

1頭あたりの獣医師料及び医薬品費（北海道）

（農林水産省「農業経営統計調査（畜産物生産費）」より）

* 獣医師料及び医薬品費：獣医師に支払った料金、医薬品等費用及び疾病障害共済掛金の合計

項目		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
搾乳牛	第一次生産費(A)	625,227	670,130	697,256	727,140	780,528
	獣医師料及び医薬品費(B)	23,660	25,172	26,639	27,541	28,750
	(B)/(A)×100	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.7%
乳用 肥育おす牛	第一次生産費(A)	495,013	506,632	504,718	524,438	545,769
	獣医師料及び医薬品費(B)	5,565	5,896	3,506	3,051	5,109
	(B)/(A)×100	1.1%	1.2%	0.7%	0.6%	0.9%
肥育豚	第一次生産費(A)	38,000	34,962	34,268	データなし	データなし
	獣医師料及び医薬品費(B)	1,191	1,167	1,299	データなし	データなし
	(B)/(A)×100	3.1%	3.3%	3.8%		

9 飼育動物診療施設の振興局別開設状況

(令和3年12月31日現在、畜産振興課調べ)

振興局	合計	診療施設の所属機関													獣医系 大学	野生動物 ・ 動物園等
		産業動物専業						小動物専業				産業動物・小動物				
		小計	道・市町村	農協	NOSAI	法人	個人	小計	道・市町村	法人	個人	小計	法人	個人		
空知	46	12	1	1	4	3	3	27	1	9	17	5	2	3	2	
石狩	328	49	1	4	3	10	31	261	3	127	131	16	6	10		2
後志	27	10	2		2	2	4	16	1	6	9					1
胆振	79	42	1	1	4	9	27	31	1	12	18	3		3		3
日高	109	94	1	3	11	26	53	10	1	1	8	5		5		
渡島	48	17	2		4	3	8	28	1	12	15	3		3		
檜山	15	8	1		4		3	3	1		2	4		4		
上川	80	25	1		7	5	12	49	2	22	25	5	1	4		1
留萌	10	5	1		2	1	1	4	1		3	1		1		
宗谷	20	12	1		4	4	3	3	1	1	1	5	4	1		
ホーツ	78	46	1	3	9	13	20	23	1	9	13	9	3	6		
十勝	161	114	1	5	17	28	63	31	1	11	19	13	3	10	1	2
釧路	56	31	1		10	3	17	18	1	6	11	4	1	3		3
根室	51	35	1		4	10	20	8	1	3	4	8	2	6		
合計	1,108	500	16	17	85	117	265	512	17	219	276	81	22	59	3	12

10 家畜飼養頭羽数

飼養頭羽数及び戸数の推移（北海道）

（単位：頭、千羽、戸）

畜種	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年	
	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	戸数
乳用牛	779,400	6,310	790,900	6,140	804,500	5,990	820,900	5,840	829,900	5,710
肉用牛	516,500	2,610	524,500	2,570	518,600	2,360	524,700	2,350	536,200	2,270
豚	630,900	211	625,700	210	691,600	201	調べなし	調べなし	724,900	199
採卵鶏	6,955	64	6,892	62	6,892	62	調べなし	調べなし	6,679	56

資料：北海道農林水産統計年報(採卵鶏は1,000羽以上の飼養者について集計)

1戸あたりの飼養頭数の推移（北海道）

（単位：頭、%）

畜種	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年	
	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比	頭数	前年比
乳用牛	123.5	102.0	128.8	104.3	134.3	108.7	140.6	109.1	145.3	108.2
肉用牛	197.9	100.4	204.1	103.1	219.7	111.0	223.3	109.4	236.2	107.5
豚	2,990.0	109.1	2,979.5	99.6	3,440.8	115.1	調べなし	調べなし	3,642.7	105.9

資料：北海道農林水産統計年報

令和3年度動物薬事行政概要（動物薬事資料）

北海道農政部生産振興局畜産振興課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-204-5441（ダイヤルイン）

F A X 011-232-1064

発 行 令和6年(2024年)1月